

報告第 5 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和8年 5月18日	240,900円	羽曳野市誉田4丁目2番1号 羽曳野警察署 署長 久米 一也	令和8年3月4日午前7時30分頃、羽曳野警察署内において汚水が溢れ、同署の地上1階のトイレ及び地下1階の機械室に汚損の被害が生じたところ、そのことが、同署付近の污水管に接続する管にプラスチック片が詰まり、水流が阻害されたことによるものであったことから、当該管の管理者である本市が損害賠償するもの。	(1) 本市は、本市は、相手方に対し上記事件に関する一切の損害賠償金として上記金額を支払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。